

令和 6 年 6 月 14 日  
広島県

## 低入札価格調査制度の7月改正の適用開始について（お知らせ）

低入札価格調査制度における調査基準価格の算出方法の見直しについて、適用開始日が決定しましたのでお知らせします。

### 1 適用開始日

令和 6 年 7 月 16 日（同日以降に開札する案件から適用）

### 2 対象

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務（広島県電子入札実施要領に基づく電子入札の対象案件に限る）

### 3 改正の内容

#### （改正前）令和 6 年 7 月 15 日までに開札する案件

|        | 応札者 5 者未満     | 応札者 5 者以上         |
|--------|---------------|-------------------|
| 調査基準価格 | 入札価格の平均額×0.95 | 入札価格の平均額×0.95     |
| 総額失格基準 | 入札価格の平均額×0.9  | 入札価格の平均額-標準偏差（1σ） |



#### （改正後）令和 6 年 7 月 16 日以降に開札する案件

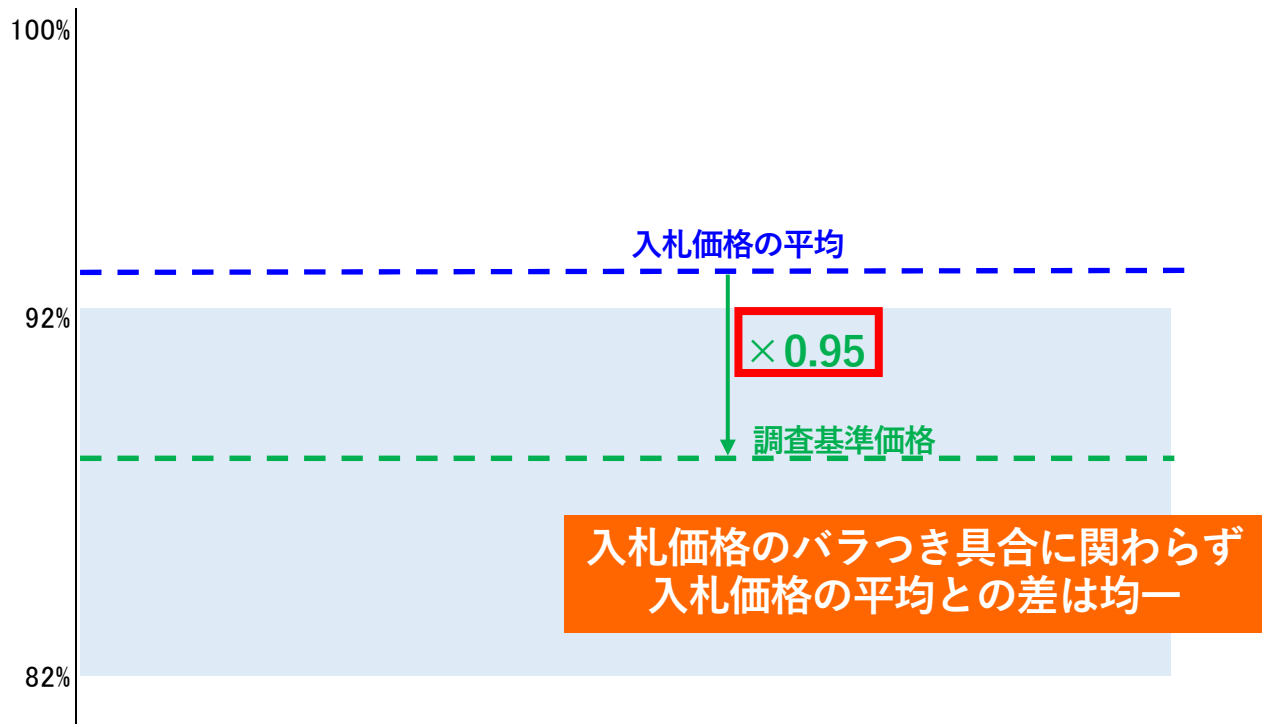
|        | 応札者 5 者未満     | 応札者 5 者以上           |
|--------|---------------|---------------------|
| 調査基準価格 | 入札価格の平均額×0.95 | 入札価格の平均額-標準偏差（0.5σ） |
| 総額失格基準 | 入札価格の平均額×0.9  | 入札価格の平均額-標準偏差（1σ）   |

※調査基準価格の設定範囲は従来どおり（予定価格の 82%～92%（測量・建設コンサルタント等業務は 82%～90%））

※応札者数は、予定価格に対して適切に積算されていると認められないものを除いたもの

## 調査基準価格の算出イメージ

### 【改正前】



### 【改正後】 入札参加者が5者以上の場合

